議員提出議案第１３号

滝下橋の早期復旧と（仮称）新滝下橋建設の早期着工を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり，守谷市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

平成２６年９月１９日　提出

守谷市議会
議長　　松丸　修久　様

提出者　議会運営委員会
委員長　　又来　成人

平成　　年　　月　　日原案　　決

滝下橋の早期復旧と（仮称）新滝下橋建設の早期着工を求める意見書

平成２６年９月８日に鬼怒川に架かる滝下橋で発生した事故に伴い，守谷市内の滝下橋が一部損傷し通行止めになっており，現在も復旧の見通しが立っていない状況にある。

滝下橋は，取手市やつくばみらい市から守谷市を経由し，常総市や坂東市などを結ぶ広域幹線道路の通過地点として位置しており，県南西地区にとって重要な橋である。この事故に伴う通行止めにより，県南西地区から千葉県にまで及ぶ今までに経験のない広範囲の交通渋滞が発生し，周辺地域への社会的・経済的な影響は計り知れないものがあり，滝下橋の早期復旧が望まれる。

また，茨城県では，新たな鬼怒川架橋（(仮称）新滝下橋）を含む都市計画道路「供平板戸井線」が計画されているが，遅々として進んでいない状況にある。（仮称）新滝下橋は，今回の事故による通行止めのような不測の事態にも道路交通網を維持するための補完的な役割を果たすとともに，周辺幹線道路の慢性的な混雑緩和を図るためにも大変重要な橋梁であり，(仮称）新滝下橋建設の早期着工が望まれる。

よって，茨城県においては，滝下橋の一日も早い復旧と（仮称）新滝下橋建設を早期に着工するよう強く要望する。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成　　年　　月　　日

茨城県守谷市議会

提出先：茨城県知事

提案理由（議員提出議案第１３号）

提案の理由を申し上げます。

平成２６年９月８日に鬼怒川に架かる滝下橋で発生した事故に伴い，橋梁の一部が損傷し現在も全面通行止めの状況にあることから，茨城県南西地区から千葉県におよぶ広範囲の交通渋滞を引き起こし，周辺地域等への社会的・経済的な影響と損失は計り知れないものがあります。

また，茨城県においては，新たな鬼怒川架橋（(仮称）新滝下橋）を含む都市計画道路「供平板戸井線」を計画していますが，今もって進んでいない状況にあります。(仮称）新滝下橋の役割は，今回のような不測の事態において広域的な道路交通網を補完するものであります。

つきましては，茨城県において滝下橋の一日も早い復旧と（仮称）新滝下橋建設を早期に着工するよう強く要望するものであります。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。